

会員の皆さま

さいたま市立与野西北小学校
P T A 会 長 平 川 文

P T A 臨時総会メール審議について

平素より P T A 活動にご協力いただきまして、ありがとうございます。

この度、P T A 活動の見直しをするため、下記の内容が理事会にて可決されました。

つきましては会員の皆さまのご意見をいただきたく、メールによる臨時総会を開催させていただきます。

審議方法の詳細は本日メールにて配信いたします。

さいたま市立与野西北小学校 P T A 会則施行細則（案）

P 6

第 1 章 学年委員および専門部員

- ①（現） 第 1 条 学年委員および専門委員は各学級 P T A において学年委員 1 名、各専門部員 1 名を選出する。なお各専門部については、学年全体で協議し選出することもできる。

↓

- （改訂案） 第 1 条 学年委員は学年全体から選出する。専門部員は会員全体から選出する。

- ②（現） 第 2 条 学年委員および専門部員の選出は原則として 4 月の学級 P T A において行う。

↓

- （改訂案） 第 2 条 学年委員および専門部員の選出は原則として Web または書面にて行う。

P 7

第 5 章 役員選出

- ③（現） 第 1 2 条 各学年長・各専門部正副部長を経験した場合、受けた子どもの学年に限り再度役員は受けなくてよい。

↓

- （改訂案） 第 1 2 条 各学年長・各専門部正副部長（推薦員兼任）を経験した場合、子どもの人数に関わらず再度役員は受けなくてよい。

- ④（現） 第 1 6 条 推薦委員は任期満了した場合、子どもの人数にかかわらず役員を免除する。

↓

- （改訂案） 第 1 6 条 削除

さいたま市立与野西北小学校 P T A 個人情報取扱規則（案）

P 8

- ⑤（現） 第 7 条 1.会費集金、管理、P T A 活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配付

↓

- （改訂案） 第 7 条 1.会費集金、管理、P T A 活動名簿作成（保険事務）、メール配信、その他の文書の配付。

【見直しに至った経緯】

① 第1章 学年委員及び専門部 第1条

- ・学級懇談会での役員選出をしない為、各学級からの選出の必要がなくなった。
- ・各専門部の役員選出は公平性を保つため令和5年度役員選出より以下へ変更する。

(立候補で定員に達しない場合、学年ごとの選出ではなく、高学年のお子さま分の役員を務めていない方から優先的に選出する。)

② 第1章 学年委員及び専門部 第2条

- ・昨今の社会情勢（コロナ禍など）を鑑み、役員選出は懇談会ではなく書面、WEBを使用する。

③ 第5章 役員選出 第12条

- ・昨年度の会則改定にあたり、表記の変更がなされていなかった為の変更。

④ 第5章 役員選出 第16条

- ・第12条と重複のため削除

⑤ さいたま市立与野西北小学校 PTA 個人情報規則 第7条

- ・PTAからのメール配信を始めるにあたっての会則へ追記。

上記5つの議案が承認された場合、令和5年2月からの実施とする。

議案について、ご意見ご質問のある方は令和5年1月16日9:00までに必要事項を記入の上、下記QRコードを読み込んでいただき、メールに記載願います。

採択は1月23日(月)9:00締切とさせていただきます。

ご承認いただける場合は回答などの連絡を不要といたします。

※必要事項

- ①お子さまの学年クラス（下のお子さま）
- ②お子さまの名前
- ③ご意見ご質問内容

